

## 技術支援結果（三重県・北海道）について

## 1 訓練概要等

アドバイザー派遣による技術支援を実施した三重県及び北海道における防災訓練の概要は以下のとおりである。

	三重県	北海道
実施日時	平成 26 年 8 月 28 日（木） 9 時 00 分～11 時 30 分	平成 26 年 10 月 9 日（木） 12 時 50 分～16 時 00 分
訓練場所	コスモ石油(株)四日市製油所 (三重県四日市市大協町 1-1)	J X 日鉱日石エネルギー(株)釧路西港油 槽所（北海道釧路市西港 1-98）
訓練概要 及び実施 要領	<p>防災本部の運営訓練（図上訓練）</p> <p>(1) 同時時間帯に同事業所内において、実施される事業所及び消防機関等によるタンク火災消火活動等の実動型訓練とあわせて実施する。</p> <p>(2) 事業所の一室を防災本部（県庁）として仮定し、防災本部要員の参集が完了した想定で訓練を開始する。</p> <p>(3) 防災本部の訓練実施場所とは別の部屋にコントローラー（四日市市消防本部の警防本部役）を配置する。防災本部とコントローラー間の連絡は、携帯無線機で実施する。</p> <p>(4) コントローラーは実動型訓練の状況に合わせ、現場からの情報を防災本部に報告する。（防災本部からコントローラーに対して情報の提供を求めるとも可能。）</p> <p>(5) 防災本部は、コントローラーから得られた情報等をもとに災害対応について検討するとともに、関係機関への連絡、情報共有等を行う。</p>	<p>漏洩防止措置、消火及び応急救護等の実動型訓練</p> <p>(1) 地震発生後の初動対応訓練、津波警報解除後における漏洩防止、負傷者救護・搬送訓練、火災防ぎょ訓練等、災害のフェーズごとに区切って訓練を実施する。</p> <p>(2) 防災本部及び現地防災本部の活動はない。</p>
実施機関	三重県、四日市市、四日市市消防本部、中部近畿産業保安監督部及び特定事業者	北海道釧路総合振興局、釧路市、釧路市消防本部及び釧路海上保安部等 31 機関
訓練の 災害想定	(1) 8 月 28 日（木）9 時 00 分、南海トラフを震源域とするマグニチュード	(1) 10 月 9 日午後 1 時頃、釧路沖を震源とするマグニチュード 8 を超える

	<p>9.0 の巨大地震が発生する。</p> <p>(2) コスモ石油(株)四日市製油所においてナフサタンクのナフサを東ソーへ転送していたところ、サンプルライン元弁上流の亀裂により防油堤内に漏洩し、その後、何らかの原因により火災が発生する。</p> <p>(3) 栈橋で荷役中のケミカルタンカー A 丸の船体と岸壁の荷役設備が接触、同設備の一部が破損したことにより、荷役中のキシレンが海上に流出する。</p> <p>(4) 大津波警報が発令し、在港船及び荷役中の船舶が港外へ避難を開始。A 丸は緊急離棧して航行中、港内から避難中の B 丸と衝突、A 丸の燃料タンクから A 重油が流出し、衝突の衝撃により火災が発生する。</p>	<p>巨大地震が発生、釧路管内で最大震度 7 を記録し、太平洋沿岸中部・東部・西部に大津波警報が発令される。</p> <p>(2) 初動期（発災直後） 大津波警報の発令を受け、区域内各事業所は、指定の場所へ避難する。</p> <p>(3) 応急期（3 日目） ア 津波警報の解除後、関係機関は、上空及び陸上からの被災状況調査を開始。点検の結果、J X 日鉱日石エネルギー(株)釧路西港油槽所の防油堤の一部に亀裂が生じている箇所を発見する。 イ 同事業所の貯蔵タンクの防油堤内において、漏洩していた航空機用燃料油に引火し、爆発する事故が発生する。 ウ 最大震度 6 弱の余震により同事業所の貯蔵タンクから漏洩したガソリンに引火し、火災が発生する。 エ 最大震度 6 弱の余震発生に伴い、栈橋に着棧中のタンカーは、緊急離棧を実施した際、ローディングアームが破損し、海上に大量の重油が流出する。 オ 緊急離棧したタンカーの機関室から余震による漏電が原因と思われる火災が発生する。</p>
--	--	--

## 2 アドバイザーによる防災訓練の評価

### (1) 評価方法

防災訓練へのアドバイザー派遣にあたり、あらかじめ道府県の作成した訓練シナリオを元に評価項目表を作成した。この評価項目表は、訓練シナリオから防災本部及び防災関係機関等がとるべき活動について、情報の共有や関係機関の連携について着目し、過去の災害事例や防災計画等を踏まえて確認すべきポイント等をまとめる形で作成し、訓練を実施する機関が災害のフェーズにあわせて、とるべき活動を実施できているか、活動の実施にあたり留意すべき点等をチェックできるものをイメージした。

なお、三重県の防災訓練は、事業所及び消防機関等によるタンク火災消火活動等の実動型

訓練にあわせて防災本部の運営訓練を実施することから、防災本部の運営訓練に関しチェック項目を作成した。一方、北海道の防災訓練は、事業所及び消防機関等の複数の関係機関による実動型の訓練のみであることから、災害のフェーズごとに主となる活動をする関係機関に関しチェック項目を作成している。

三重県の評価項目表は別紙1、北海道の評価項目表は別紙2のとおりである。

## (2) 評価結果

訓練全般として、三重県の防災本部運営訓練はコントローラーがいたため、災害のフェーズごとに災害対応についての検討や判断をしている場面が見られたが、基本的には二つの訓練とも、シナリオどおりに進行していくため、決められた対応を実施するだけになっていた印象が強く、結果的に評価項目表上の各チェック項目については未実施となる部分が多かった。また、関係機関相互の連携においても、それぞれの役割を果たすだけになり、情報の共有や連携を図ろうとする意識が希薄となっている印象を受けた。

各防災訓練に対するアドバイザーの意見等については、別紙3及び別紙4に記載のとおりである。